

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分事務取扱要領の制定について（例規通達）

平成23年 3 月 18 日

本部（生企）第23号

〔沿革〕 平成24年 3 月本部（警務）第12号、28年 6 月本部（生企）第23号、令和 3 年 3 月本部（警務）第19号、12月本部（生企）第60号、8 年 3 月本部（警務）第17号改正

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分事務取扱要領を別添のとおり制定し、平成23年 3 月 18 日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、風営適正化法に基づく行政処分の上申基準等について（平成11年 8 月 16 日付け本部（生企）第31号）は、廃止する。

別添

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分事務取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（平成23年新潟県公安委員会規則第 8 号。以下「細則」という。）第17条の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）に基づく行政処分の事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 用語の定義

この要領における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 処分対象者

行政手続法（平成 5 年法律第88号）第 2 条第 4 号に規定する不利益処分の義務を課され、又はその権利の制限を受ける者をいう。

(2) 取消し

法第 8 条（法第31条の23において準用する場合を含む。）、第26条第 1 項若しくは第31条の25の規定による許可の取消し又は法第10条の 2 第 6 項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による特例風俗営業者の認定の取消しをいう。

(3) 営業停止命令

法第26条、第30条第 1 項若しくは第 3 項、第31条の 5 第 1 項、第31条の 6 第 2 項第 2 号、第31条の15第 1 項、第31条の20、第31条の21第 2 項第 2 号、第31条の 25、第34条第 2 項、第35条、第35条の 2 又は第35条の 4 第 2 項若しくは第 4 項第 2 号の規定による風俗営業、飲食店営業、店舗型性風俗特殊営業、浴場業営業、興行場営業、旅館業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、特定遊興飲食店営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業を営む者に対する営業停止の命令をいう。

(4) 営業廃止命令

法第30条第2項、第31条の5第2項、第31条の6第2項第3号又は第31条の15第2項の規定による店舗型性風俗特殊営業、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業廃止の命令をいう。

(5) 営業停止命令等

取消し、営業停止命令及び営業廃止命令をいう。

(6) 指示

法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項、第31条の11第2項第1号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第31条の24、第34条第1項又は第35条の4第1項若しくは第4項第1号の規定による風俗営業、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業又は接客業務受託営業を営む者に対する指示をいう。

(7) 措置命令

法第31条の10若しくは第31条の11第2項第2号の規定による映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する必要な措置をとるべきことの命令又は法第39条第3項の規定による風俗環境浄化協会に対する必要な措置を採るべきことの命令をいう。

(8) 指示等

指示及び措置命令をいう。

第3 行政処分の上申の検討等

1 行政処分の上申の検討

署長は、行政処分を上申するときは、風俗営業等行政処分検討結果報告書（別記様式第1号。以下「行政処分検討書」という。）を用いて次の事項及び処分対象事案を確認の上、当該行政処分の上申の可否について、検討すること。

(1) 風俗営業

処分対象者の当該営業に係る新潟県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可の有無

(2) 特定遊興飲食店営業

処分対象者の当該営業に係る公安委員会の許可の有無

(3) 飲食店営業

処分対象者の当該営業に係る新潟県知事（以下「知事」という。）の飲食店営業許可の有無

(4) 性風俗関連特殊営業

処分対象者の当該営業に係る公安委員会への届出の有無及び浴場業営業、興行場営業又は旅館業を営む者については、当該営業に係る知事の許可の有無

2 協議を必要とする営業

署長は、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業を営む者に対する行政処分の上申については、生活安全企画課長と協議すること。

3 処分保留時の措置

署長は、検討の結果、行政処分の上申を保留するときは、行政処分検討書に保留理由を記載の上、当該営業の廃止まで、関係書類とともに保存しておくこと。

4 疑義がある場合の措置

署長は、行政処分の上申に疑義があるときは、あらかじめ生活安全企画課長と協議すること。

第4 指示等

1 指示等の上申基準

署長は、第3の検討の結果、指示等の必要があると認めたときは、次のとおり取り扱うこと。

(1) 一般基準

風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業若しくは接客業務受託営業を営む者（以下「風俗営業者等」という。）又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）が、当該営業に関し、それぞれ法若しくはその他の法令又は法に基づく条例の規定に違反する行為（法に基づく処分、法第3条第2項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定により付された条件並びに法第28条第1項（法第31条の13第1項において準用する場合を含む。）及び第2項（法第31条の13第1項において準用する場合を含む。）の規定による条例の規定に違反する行為を除く。）が行われたときは、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがないと明らかに認められる場合を除き、当該風俗営業者等に対し指示等を行う。

(2) 指示の例外

次のときは、指示を行わない。

ア 風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は店舗型性風俗特殊営業、受付所営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずるとき。

イ 映像送信型性風俗特殊営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に関し、法第31条の8第3項又は第4項の規定に違反したため、当該映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対して措置命令を行うとき。

ウ 違反が比較的軽微であって、その場で是正できる違反であり、口頭注意又は始末書等を徴したとき。

2 指示等の上申

署長は、指示等上申書（別記様式第2号）に、謄本証明を行った次の書類を添え、速やかに公安委員会に上申（生活安全企画課長経由。以下同じ。）すること。

(1) 行政処分検討書

(2) 指示等対象事案発見報告書（別記様式第3号）

(3) 違反事実に係る風俗営業者等、代理人等又は参考人の供述調書、答申書、申述書等

(4) 風俗営業等許可台帳等の許可又は届出を疎明する資料

(5) その他必要と認められる書類

3 弁明通知書の交付等

(1) 弁明通知書の送付

生活安全企画課長は、2により指示等上申書の送付を受け、当該指示等の上申理由が行政手続法第13条第1項第2号に規定する弁明の機会の付与を必要とするときは、速やかに弁明通知書（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）別記様式第16号）を作成の上、当該指示等を上申した署長に送付すること。

(2) 弁明の機会の付与

署長は、(1)により弁明通知書の送付を受けたときは、速やかに当該処分対象者に交付し、受領書（別記様式第4号）の提出を受けるとともに、次のとおり取り扱うこと。

ア 口頭での弁明

処分対象者が弁明を口頭でしようとするときは、生活安全課員（刑事生活安全課にあっては、生活安全係員）に弁明調書（聴聞規則別記様式第17号）を作成させる。

イ 弁明書又は証拠書類等の提出

処分対象者が行政手続法第29条第1項に規定する弁明書又は同条第2項に規定する証拠書類等を提出した場合は、受領する。

ウ 弁明調書等の送付

アにより作成した弁明調書又はイにより提出を受けた弁明書（以下「弁明調書等」という。）若しくは証拠書類等を生活安全企画課長に送付する。

4 指示書等の交付等

(1) 指示書等の送付

生活安全企画課長は、2により指示等上申書の送付を受け、当該指示等の上申理由が行政手続法第13条第2項第3号の規定による弁明の機会の付与を必要としないとき又は3の(2)のウにより弁明調書等若しくは証拠書類等の送付を受けたときは、指示等に必要な措置を講じた後、速やかに指示書（細則別記様式第7号）又は措置命令書（細則別記様式第9号）（以下「指示書等」という。）及び行政処分決定通知書（別記様式第5号）を作成の上、当該指示等を上申した署長に送付すること。

(2) 指示書等の交付

署長は、(1)により指示書等の送付を受けたときは、行政処分告知簿（別記様式第6号）に所要事項を記載した上、速やかに指示書等を処分対象者に交付するとともに、受領書の提出を受け、生活安全企画課長に送付すること。

5 処分状況の確認等

(1) 処分状況の確認

署長は、指示等を行ったときは、当該指示等を受けた風俗営業者等から必要な報告を受け、又は営業所に対する立入調査を実施し、当該処分の履行状況を確認すること。

(2) 確認結果の報告等

署長は、(1)により指示等の履行状況について確認を行ったときは、その結果を

行政処分結果確認報告書（別記様式第7号）により公安委員会に報告（生活安全企画課長経由。以下同じ。）すること。

なお、指示が履行されていないときは、指示処分違反として営業停止命令等の上申を行うこと。

第5 営業停止命令等

1 営業停止命令等の上申

署長は、営業停止命令等の必要があると認めたときは、生活安全企画課長と事前協議を行った上、営業停止命令等上申書（別記様式第8号）に、謄本証明を行った第4の2に掲げる書類を添え、速やかに公安委員会に上申すること。

2 聴聞通知書の交付等

(1) 聴聞通知書の送付

生活安全企画課長は、1により営業停止命令等上申書の送付を受けたときは、聴聞に必要な措置を講じた後、速やかに聴聞通知書（聴聞規則別記様式第6号）を作成の上、当該営業停止命令等を上申した署長に送付すること。

(2) 聴聞通知書の交付

署長は、(1)により聴聞通知書の送付を受けたときは、速やかに当該通知書を処分対象者に交付するとともに、受領書の提出を受け、生活安全企画課長に送付すること。

3 処分通知書等の交付等

(1) 処分通知書等の送付

生活安全企画課長は、公安委員会が聴聞により営業停止命令等を決定したときは、速やかに処分通知書（細則別記様式第6号）及び行政処分決定通知書を作成の上、当該営業停止命令等を上申した署長に送付するとともに、当該営業に係る関係所轄庁に不利益処分決定通知書（細則別記様式第12号）を送付すること。

(2) 処分通知書の交付

署長は、(1)により処分通知書の送付を受けたときは、行政処分告知簿に所要事項を記載した上、速やかに処分通知書を処分対象者に交付するとともに、受領書の提出を受け、生活安全企画課長に送付すること。

4 処分状況の確認等

(1) 処分状況の確認

署長は、営業停止命令等を行ったときは、当該営業停止命令等を受けた風俗営業者等からの事情聴取又は営業所、事務所、受付所若しくは待機所に対する立入調査を実施し、次のとおり当該処分の遵守状況を確認すること。

ア 営業停止命令の場合

営業停止期間中における当該処分の遵守状況の確認及び営業停止期間経過後（おおむね10日以内）における立入りによる当該営業所の営業状態

イ 取消しの場合

取消し後における当該営業の廃止

(2) 確認結果の報告等

署長は、(1)により営業停止命令等の処分の履行状況について確認を行ったと

きは、その結果を行政処分結果確認報告書により公安委員会に報告すること。

なお、営業停止命令等が履行されていないときは、取消し若しくは営業廃止命令又は事件検挙に必要な措置を講ずること。

第6 店舗型性風俗特殊営業所等に対する標章の貼り付け、取り除き等

1 標章の貼り付け

署長は、営業停止命令に伴い、法第31条第1項（法第31条の5第3項において準用する場合を含む。）又は第31条の16第1項の規定により、店舗型性風俗特殊営業若しくは無店舗型性風俗特殊営業の受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業の当該施設の出入口に標章の貼り付けを行うときは、原則として、処分対象者の立会いを得た上で行うこと。

2 標章の返納

署長は、法第30条第1項、第31条の5第1項又は第31条の15第1項の規定による営業停止の期間を経過したときは、原則として処分対象者から標章を返納させること。

3 標章の取り除き等

(1) 取り除きの協議

署長は、申請者から法第31条第2項若しくは第3項（法第31条の5第3項において準用する場合を含む。）又は第31条の16第2項若しくは第3項の規定による施設に貼り付けた標章の取り除きの申請を受理したときは、当該申請の事実調査を行い、生活安全企画課長に標章除去協議書（別記様式第9号）を送付の上、当該標章の取り除きについて協議すること。

(2) 取り除きの協議結果

生活安全企画課長は、(1)により標章除去協議書の送付を受けたときは、速やかに協議内容の確認を行い、標章除去協議結果通知書（別記様式第10号）を当該標章の取り除きを協議した署長に送付すること。

(3) 取り除き等

署長は、(2)により標章除去協議結果通知書の送付を受けたときは、次のとおり取り扱うこと。

ア 標章を除去すべきである旨の協議結果の場合

貼り付けた標章を取り除き、その状況を明らかにしておくこと。

イ 標章を除去すべきでない旨の協議結果の場合

標章を取り除かない旨を書面により申請者に通知すること。

第7 処分の移送

生活安全企画課長は、処分対象者が法第31条の6第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第31条の11第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第31条の21第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第35条の4第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による処分の移送に該当する場合は、第4の手続を行わず、速やかに処分対象者の現に営業の本拠となる事務所の所在地（事務所のない者については、住所）を管轄する都道府県公安委員会に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第

1号。以下「規則」という。)第56条(規則第62条、第74条及び第105条において準用する場合を含む。)に規定する処分移送通知書(規則別記様式第30号)を関係書類とともに送付すること。

第8 留意事項

1 公平性の確保

署長は、行政処分の上申に当たっては、原則として行政指導を先行させ、これに応じない悪質営業者について上申すること。

2 違反事実発見時の取扱い

署長は、違反事実を発見したときは、次のとおり取り扱うこと。

(1) 違反事実の説明

違反事実を発見したときは、風俗営業者等に違反事実の内容について十分な説明を行うこと。

(2) 違反事実の認定

違反事実の認定は、物的証拠の収集及び見分の実施等の客観的資料に基づき行うこと。